4　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第十八条第二項及び第九十六条第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第十八条第二項及び第九十六条第三項の規定に適合するものであればよい。

一　平成三十年八月三十一日以前に製作された自動車

二　平成三十年九月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　平成三十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成三十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

第十五条第四項及び第五項中「第十八条第五項」を「第十八条第六項」に、「第二十二条第十一項」を「第二十二条第十三項」に、「第百七十八条第十一項」を「第百七十八条第十三項」に改め、同条第十三項、第十四項及び第十九項中「第十八条第五項」を「第十八条第六項」に改め、同条第二十二項中「第二十二条第十一項」を「第二十二条第十三項」に、「第百条第十四項」を「第百条第十七項」に改め、同条に次の二項を加える。

23　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第十八条第二項、第二十二条第八項、第九十六条第三項及び第百条第八項並びに別添十七及び別添二十三の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第十八条第二項、第二十二条第八項、第九十六条第三項及び第百条第八項並びに別添十七及び別添二十三の規定に適合するものであればよい。

一　平成三十年八月三十一日以前に製作された自動車

二　平成三十年九月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　平成三十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成三十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

第十八条第四項中「同規則第４改訂版補足第８改訂版」を「同規則第４改訂版補足第９改訂版」に改める。

第二十二条第二項中「同規則第四改訂版補足第六改訂版」を「同規則第四改訂版補足第九改訂版」に改め、同条第十項中「同規則第４改訂版補足第８改訂版」を「同規則第４改訂版補足第９改訂版」に改める。

6　次の各号に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が三・五トン以下のものについては、細目告示第三十五条第一項及び第百十三条第一項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第三十五条第一項及び第百十三条第一項の規定に適合するものであればよい。

一　平成二十八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　平成二十八年九月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　平成二十八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成二十八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成二十八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と乗降口の扉の開放防止に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

7　次の各号に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員十人の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が三・五トンを超えるものについては、細目告示第三十五条第一項及び第十三条第一項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第三十五条第一項及び第百十三条第一項の規定に適合するものであればよい。

一　平成三十年一月二十六日以前に製作された自動車

二　平成三十年一月二十七日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　平成三十年一月二十六日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成三十年一月二十七日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十年一月二十六日以前に指定を受けた型式指定自動車と乗降口の扉の開放防止に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

第二十九条第十一項及び第十四項中「協定規則第98号改訂版補足第４改訂版」を「協定規則第98号改訂版補足第５改訂版」に、「協定規則第112号改訂版補足第４改訂版」を「協定規則第112号改訂版補足第５改訂版」に改め、同条第十六項中「「二輪自動車、側車付二輪自動車」を削り、「協定規則第98号改訂版補足第４改訂版」を「協定規則第98号改訂版補足第５改訂版」に、「協定規則第112号改訂版補足第４改訂版」を「協定規則第112号改訂版補足第５改訂版」に改める。

20　平成二十七年七月二十五日以前に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第四十二条第二項及び第六項中「協定規則第113号改訂版補足第４改訂版」を「協定規則第113号補足第10改訂版」と読み替えることができる。

21　平成三十二年六月十四日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、細目告示第四十二条第二項、第六項及び第八項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第四十二条第二項、第六項及び第八項の規定に適合するものであればよい。

第三十条第十三項及び第十四項中「協定規則第19号第４改訂版補足第６改訂版」を「協定規則第19号第４改訂版補足第７改訂版」に改める。

第三十二条に次の一項を加える。

13　平成三十二年六月十四日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、細目告示第四十五条第一項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第四十五条第一項の規定に適合するものであればよい。